

[4] 社会政策学会 第 118 回大会
テーマ別分科会
「最低生活保障のあり方」

低所得世帯と被保護世帯の生活実態： 消費パターンとウェル・ビーイング

阿部 彩

国立社会保障・人口問題研究所

1. 研究の目的

本研究は、低所得世帯（所得5分位第一階級）と生活保護受給世帯（以下、被保護世帯）の消費パターンを分析するものである。本研究の目的は、以下の二つである。まず、第一に、低所得世帯と被保護世帯、そして、異なる世帯類型（高齢者世帯、傷病・障害者世帯、母子世帯、その他世帯）の間には、消費パターンの違いがあるか否かを検証することである。被保護世帯と、低所得世帯は、当然のことながら（保護費も含めた）所得の源泉が異なり、所得分布も異なる。また、被保護世帯と低所得世帯は、世帯類型の分布（たとえば、被保護世帯には高齢者世帯が多いなど）もさながら、同じ世帯類型であっても、被保護世帯は、低所得世帯に比べさまざまな不利を負っている可能性がある。また、世帯類型によっても、必要となる支出が異なることが考えられる。例えば、高齢者世帯、障害・傷病世帯は、他の世帯に比べて、高齢・障害・傷病に起因する出費が多いことが推測される。医療費、医療機器費、介護費などは、被保護世帯であれば現物給付として給付されるが、低所得の非保護世帯では自己負担による3割の出費が必要である。しかし、これら医療費・介護費にのみならず、たとえば、自炊することが身体的に困難であるために外食や既製品（惣菜など）に依存することによる食費の増加、歩くことが困難であるためのタクシー代など、被保護世帯であれば生活扶助費のなかで、低所得の非保護世帯であれば限られた所得のなかで、やりくりしなければならぬ必要経費も含まれる。このような違いから、被保護であるか否か、また、どのような世帯類型であるかによって同じ所得であっても消費パターンが異なることは容易に想像できる。

第二に、これらの異なる消費パターンと世帯のウェル・ビーイングの関係について分析する。通常であれば、「所得」は、ウェル・ビーイングと正の相関の関係にあると考えられる。しかしながら、「所得」はあくまでも、それによって可能な消費のポテンシャル、つまり、リソースを示すものに過ぎなく、各世帯におけるニーズの違いについてのいかなる情報をも考慮していない。簡単な例に換言すると、所得が低くても、それほどの消費を伴わずに高いウェル・ビーイングを達成する世帯と、所得がそこそこあっても高い支出のニーズがあり（たとえば、医療費や介護費）低いウェル・ビーイングしか達成できない世帯もある。このような世帯類型ごとによるニーズの違いを検証するために、同じ所得であっても特定世帯であることがウェル・ビーイングの違いをもたらすのかを分析する。

2. データ

本研究で用いられるデータは、厚生労働省社会・援護局が行った平成13（2001）年度『社会保障生計調査』（毎年実施、以下『生計調査』）および同じく平成13（2001）年度に行われた『社会生活に関する調査』（2001年限りの調査）である。この二つの調査は、調査対象として、二つのグループを用いている。一つは、被保護世帯（家計簿世帯）であり、全国の被保護世帯から無作為に抽出した世帯である。もう一つは、低所得世帯（生計簿世帯）であり、東京および12の県市の所得5分位第I階級から無作為に抽出した世帯である。本調査は、低所得者世帯と被保護世帯の家計簿および社会生活に関する様々な情報を調査している。本稿で用いるのは、このうち欠損値などを処理した上で、『生計調査』と『社会生活に関する調査』の両方のデータが揃っている計527世帯（被保護世帯）と414世帯（低所得世帯）の計941世帯のデータである。

サンプルの世帯構成を確認すると、被保護世帯では高齢者世帯が38.4%、母子世帯が21.7%、障害者世帯8.2%、傷病者世帯20.2%、その他世帯11.6%と、実際の被保護世帯の内訳とは大きくことなっていることがわかる（表1、参考1）。平成13年度の被保護世帯の内訳は、図1の通りであるので、本調査のサンプルは高齢者世帯、傷病者世帯が少なく、母子世帯が多くサンプリングされていることとなる。低所得世帯は、低所得世帯は高齢者世帯が22.0%、母子世帯が17.9%と、被保護世帯に比べ少ないのに対し、「その他世帯」が57.5%と過半数を占めている（表1）。また、データの低所得世帯の内訳を、平成13年「国民生活基礎調査」の所得4分位の第一階級の世帯類型（高齢者世帯、母子世帯、その他の世帯。傷病者世帯の分類はなし）と比べると、高齢者世帯が少なく、母子世帯が多いことがわかる（参考2）。これらのサンプルの偏りが存在することから、分析においては、世帯類型のコントロールを行うことが望ましい。また、被保護世帯と低所得世帯は、世帯類型の構成が大幅に異なることから、被保護世帯全体と低所得世帯全体の平均を比較することにはそれほど意味がなく、世帯類型別に被保護世帯と低所得世帯を比較することが望ましい。

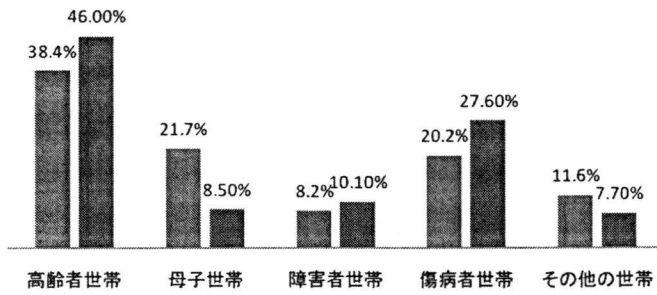
表1 世帯類型の割合

| HHTYPE | 生計簿(家計簿)マージデータ | | | |
|--------|----------------|--------|-----|--------|
| | 被保護 | | 低所得 | |
| 高齢者世帯 | 202 | 38.4% | 91 | 22.0% |
| 母子世帯 | 114 | 21.7% | 74 | 17.9% |
| 障害者世帯 | 43 | 8.2% | | |
| 傷病者世帯 | 106 | 20.2% | 11 | 2.7% |
| その他の世帯 | 61 | 11.6% | 238 | 57.5% |
| | 526 | 100.0% | 414 | 100.0% |

(欠損=1)

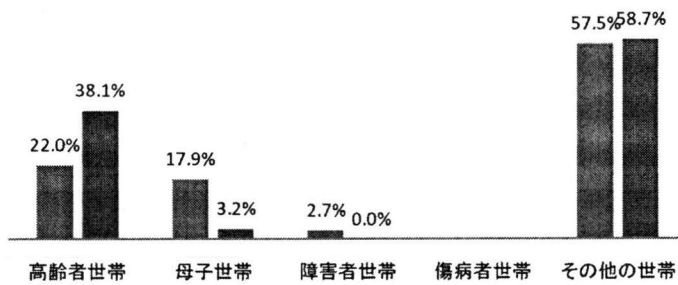
参考1 データの偏り (家計簿)

■ 家計簿世帯(マージ) ■ H13年度被保護世帯



参考2 データの偏り (生計簿)

■ 生計簿世帯(マージ) ■ H13年度所得4分位第1階級



3. ウェル・ビーイングの計測に用いられる指標：基本統計量

本稿では、『社会生活に関する調査』にて把握される、さまざまな指標を用いて人々の生活水準（ウェル・ビーイング）を規定する。本稿で用いられる指標の選択は、タウンゼンド(1979)の相対的剥奪指標、イギリスの CASE による社会的排除指標、EU の社会保護委員会による「貧困と社会的排除指標」、PSE (Poverty and Social Exclusion Survey) 調査による社会的排除指標などを参考に『社会生活に関する調査』に含まれるデータから作成可能な指標を検討している（詳細は、阿部 2002、阿部 2008 などを参照のこと）。

(1) 生活満足度

第一の生活水準指標は、調査回答者本人の自己申告による「生活満足度」である。この問の設問¹は生活満足度を 1（大変満足）から 7（大変不満）の 7 段階で示している。被保護世帯と低所得世帯の回答の分布を比較すると（表 2-1）、被保護世帯のほうが、若干、「不満」が多いものの、その差の殆どは選択肢の真ん中（3～5）に見られる。しかし、生活満足度を世帯類型別の平均で見ると、両グループには大きな違いが見られる。同グループ内において、世帯類型別の生活満足度の順位を見ると、高齢者世帯は、それぞれのグループにおいて最低の値を示している（生活満足度が高い）。しかし、被保護世帯においては、「その他世帯」が一番「不満」と訴えているが、低所得世帯では母子世帯が他の世帯に比べて一番「不満」となっている。同じ世帯類型をグループ間で比べてみると、高齢者世帯、障害・傷病世帯、そして、特に「その他世帯」においては、被保護世帯の方が生活満足度が低い。しかしながら、母子世帯だけは、低所得世帯の方が被保護世帯よりも生活満足度が低い。つまり、母子世帯以外の世帯、特に「その他世帯」においては、被保護であることが生活満足度を下げている、または、それぞれの世帯類型の中で、もともと生活満足度が低い世帯が被保護となっている可能性が高い（前者の可能性よりも、後者の可能性が高いであろう）。しかし、母子世帯に関して言えば、被保護であることが生活満足度を高めていると考えられる（母子世帯の中でも、もともと生活満足度が高い世帯が被保護となっている可能性は低い）。もちろん、世帯類型別に見ても、両グループ間には所得（生活保護費も含める）の差があるので、この差は所得の違いによる可能性は大きい²。これを確かめるためには、重回帰分析が必要である。

¹ 問いの文面は「あなたは、現在の生活にどの程度満足していますか。（ひとつに○）」。選択肢は、1. 大変満足、2. 満足、3. どちらかといえば満足、4. どちらでもない、5. どちらかといえば不満、6. 不満、7. 大変不満。

² OECD の試算によると、働いていない母子世帯（生活保護世帯が多いと考えられる）の貧困率の方が、働いている母子世帯（生活保護にかかっていない世帯が多いと考えられる）の貧困率より低い（OECD2006）。この事は、上記の結果と一致している。

表2-1 「生活満足度」の分布：被保護世帯、低所得世帯

| 生活満足度(Q26) | マージデータ | | | |
|---------------|------------|-------|------------|-------|
| | 被保護 | | 低所得 | |
| 1. 大変満足 | 18 | 3.4% | 15 | 3.6% |
| 2. 満足 | 61 | 11.6% | 77 | 18.6% |
| 3. どちらかといえば満足 | 136 | 25.9% | 123 | 29.7% |
| 4. どちらでもない | 175 | 33.3% | 107 | 25.8% |
| 5. どちらかといえば不満 | 78 | 14.8% | 51 | 12.3% |
| 6. 不満 | 40 | 7.6% | 28 | 6.8% |
| 7. 大変不満 | 18 | 3.4% | 13 | 3.1% |
| 平均 | 3.8079 | | 3.5749 | |
| N/A | 1 | | 0 | |
| 標本数= | 526 100.0% | | 414 100.0% | |

表2-2 「生活満足度」の平均：世帯類型別

| HHTYPE | 生計簿(家計簿)マージデータ | | | |
|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | 被保護 | | 低所得 | |
| | 平均 | 標準偏差 | 平均 | 標準偏差 |
| 高齢者世帯 | 3.550 | 1.320 | 3.286 | 1.232 |
| 母子世帯 | 3.807 | 1.282 | 3.973 | 1.282 |
| 障害者世帯 | 3.907 | 1.130 | 3.909 | 1.300 |
| 傷病者世帯 | 4.105 | 1.386 | | |
| その他の世帯 | 4.148 | 1.263 | 3.546 | 1.419 |

(2) 生活程度

本調査では、生活満足度のほかに「生活程度」という設問を設けている。質問は「お宅の生活程度は次のどれに入りますか」とあり、選択肢は「1. 上、2. 中の上、3. 中の中、4. 中の下、5. 下」の5つである。この指標も上記「生活満足度」と非常に似ている傾向を示している。平均値でみると、すべての世帯類型で、被保護世帯の方が低所得世帯より高い（生活程度が悪い）と回答している。また、被保護世帯の中では、母子世帯が一番低い平均値であり、低所得世帯の中では、一番高い平均値となっている。

表3-1 「生活程度」の分布：被保護世帯、低所得世帯

| 生活程度(Q28) | マージデータ | | | |
|-----------|--------------|-------|------------|-------|
| | 被保護 | | 低所得 | |
| 1. 上 | 6 | 1.1% | 1 | 0.2% |
| 2. 中の上 | 8 | 1.5% | 19 | 4.6% |
| 3. 中の中 | 171 | 32.2% | 161 | 39.0% |
| 4. 中の下 | 180 | 33.9% | 164 | 39.7% |
| 5. 下 | 153 | 28.8% | 68 | 16.5% |
| 平均 | 3.8996 | | 3.6755 | |
| N/A | 9 1.7% | | 1 0.2% | |
| n= | 530.9 100.0% | | 413 100.0% | |

$\chi^2=35.1276***$

表3-2 「生活程度」の平均：世帯類型別

| HHTYPE | 生計簿(家計簿)マージデータ | | | |
|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | 被保護 | | 低所得 | |
| | 平均 | 標準偏差 | 平均 | 標準偏差 |
| 高齢者世帯 | 3.965 | 0.910 | 3.711 | 0.753 |
| 母子世帯 | 3.613 | 0.788 | 3.959 | 0.784 |
| 障害者世帯 | 3.878 | 0.954 | 3.818 | 0.603 |
| 傷病者世帯 | 4.058 | 0.901 | | |
| その他の世帯 | 3.984 | 0.764 | 3.567 | 0.828 |

*1 生活程度=0~5の値をとる数値

(3) 社会的必需項目の剥奪(剥奪指標)

三つ目の生活水準指標は、社会的必需項目の剥奪指標である。社会的必需項目とは、既存調査(「生活意識に関する調査」2003年)において一般市民の過半数が「現代日本で普通に生活するために絶対に必要である」とした項目のうち、本稿で用いられた『社会生活に関する調査』の中で調査されていた12項目である。12項目のリストと、両グループの欠如率は以下である(表3-1)。すべての項目で、被保護世帯の方が高い欠如率となっている。

表4-1 「ない」と答えた割合

| 社会的必需項目(項目数=12) | 生計簿(家計簿)マージデータ | | | |
|-------------------|----------------|-------|-----|-------|
| | 被保護 | | 低所得 | |
| 晴れ着 | 342 | 72.5% | 148 | 36.9% |
| 礼服 | 171 | 33.3% | 43 | 10.4% |
| 家族全員に十分なふとん | 68 | 13.2% | 19 | 3.7% |
| 寝室と食堂が分かれている | 150 | 28.6% | 41 | 9.9% |
| トイレが専用である | 44 | 8.4% | 16 | 3.9% |
| 炊事場が専用である | 53 | 10.1% | 16 | 3.9% |
| 浴場が専用である | 148 | 28.2% | 30 | 7.3% |
| 風邪をひいたときの対処(何もなし) | 29 | 5.5% | 21 | 5.1% |
| 湯沸かし器 | 180 | 34.4% | 68 | 16.7% |
| 電子レンジ | 159 | 30.4% | 33 | 8.1% |
| ルームエアコン | 277 | 53.0% | 134 | 32.9% |
| 電話 | 55 | 10.5% | 23 | 5.7% |
| n= | 527 | | 414 | |

³ 剥奪率(deprivation rate)を正確に測定する場合には、その項目の欠如が(資源の欠如や社会による)強制的なものであるのか、個人の選択(選好)であるのかを区別する必要がある。しかし、本調査においては、欠如しているか否かのみを聞いているため、この区別はできない。

表4-2 社会的必需品による平均剥奪スコア(欠如項目数:0~12の値)

| HHTYPE | 生計簿(家計簿)マージデータ | | | |
|--------|----------------|-------|-----------|-------|
| | 被保護 平均 | range | 低所得 平均 | range |
| 全世帯 | 3.1803 | 0-10 | 1.4300 | 0-9 |
| 高齢者世帯 | 3.1782 | 0-10 | 1.2967 | 0-9 |
| 母子世帯 | 2.7807 | 0-7 | 2.3649 | 0-9 |
| 障害者世帯 | 2.9535 | 0-9 | 2.0000 | 0-9 |
| 傷病者世帯 | 3.4340 | 0-10 | | |
| その他の世帯 | 3.6557 | 0-9 | 1.1639 | 0-9 |

剥奪スコアは、欠如している項目の数と定義されている。すなわち、剥奪スコアが0である場合は、ひとつも欠如していない、12の場合はすべての項目が欠如していることを表す。被保護世帯と低所得世帯の剥奪スコアの平均には大きな差がある(3.18 対 1.43)(表3-2)。世帯類型別に両グループを比べてみると、高齢者世帯、障害・傷病者世帯、その他世帯においては、被保護世帯の方が低所得世帯よりも高い欠如率となっているが、母子世帯ではそれほど大きな差は見ることができない。また、各グループ内における順位を見ると、被保護世帯においては母子世帯が一番低い値(欠如が少ない)となっているが、低所得世帯では一番高い値となっている。つまり、剥奪スコアにおいても、生活満足度と同様の傾向を確かめることができる。

(4) 社会参加 (social participation)

次に、社会参加指標を見てみよう。指標の作成に用いられた項目(8項目)は表4-1を参照されたい。

表5-1 社会参加指標に用いられた項目(8項目)

| | 変数名 | 項目が欠けている割合 | | | |
|--------------------------|--------|------------|-------|-----|-------|
| | | 被保護 | | 低所得 | |
| 運動場やスポーツ施設などでスポーツをする | G10_4 | 476 | 90.3% | 311 | 75.1% |
| 町内会や子ども会、老人会、婦人会などの活動をする | G10_6 | 433 | 82.2% | 267 | 64.5% |
| ボランティアや社会奉仕の活動をする | G10_7 | 472 | 89.6% | 310 | 74.9% |
| 選挙の投票に行く | G10_8 | 127 | 24.1% | 97 | 23.4% |
| 趣味やスポーツのサークルで活動する | G10_9 | 483 | 91.7% | 285 | 68.8% |
| 街でショッピングをしたり見て歩いたりする | G10_10 | 235 | 44.6% | 107 | 25.8% |
| 外食を楽しむ | Q1 | 257 | 49.6% | 126 | 30.4% |
| 泊まりがけの旅行(帰省も含む) | Q9 | 413 | 78.7% | 170 | 41.1% |

表5-2 社会参加指標の平均：世帯類型別

| HHTYPE | 生計簿(家計簿)マージデータ | | | |
|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | 被保護 | | 低所得 | |
| | 平均 | 標準偏差 | 平均 | 標準偏差 |
| 高齢者世帯 | 5.451 | 1.090 | 4.088 | 2.096 |
| 母子世帯 | 5.000 | 1.302 | 4.568 | 1.737 |
| 障害者世帯 | 6.000 | 1.136 | 5.364 | 1.933 |
| 傷病者世帯 | 5.792 | 1.171 | | |
| その他の世帯 | 5.689 | 1.016 | 3.798 | 1.798 |

*1 社会参加指標=0~8の値をとる数値

本指標においても、これまでの指標と同様に被保護世帯の方が低所得世帯に比べて社会参加が少ない（社会参加指標が高い）結果となっている。特に高いのは、障害・傷病世帯とその他世帯である。母子世帯は、被保護世帯の中では一番参加度が大きいカテゴリーである。低所得世帯の中では、障害・傷病世帯の指標が高く、被保護世帯に匹敵するほどの高さとなっている。その次には、母子世帯の値が高い（社会参加が少ない）。「その他世帯」は最も低い値となっている。

(5) 社会関係 (social relations)

表6-1 社会関係指標に用いられた項目(7項目)

| 変数名 | 項目が欠けている割合 | | | | |
|------------------------------------------------|------------|-----|-------|-----|-------|
| | 被保護 | | 低所得 | | |
| 電話をかける(=ほとんどかけない) | Q7 | 118 | 22.5% | 64 | 15.5% |
| 別居の家族・親族のなかで親しくおつきあいしている人がいる | Q15_1NO | 150 | 28.5% | 35 | 8.5% |
| 近所のなかで、親しくおつきあいしている人がいる | Q15_2NO | 234 | 44.4% | 129 | 31.2% |
| 現在や元の職場の同僚、上司、部下などのなかで、仕事を離れても親しくおつきあいしている人がいる | Q15_3NO | 358 | 67.9% | 154 | 37.2% |
| 上記以外で親しくおつきあいしている人がいる | Q15_4NO | 332 | 63.0% | 140 | 33.8% |
| お宅が抱えている問題について何かの折に相談に乗ってくださる人がいる | Q16NO | 199 | 37.8% | 82 | 19.8% |
| 友人や親せきや近所の方を招待する | Q17 | 228 | 43.4% | 68 | 16.4% |

表6-2 社会関係指標の平均：世帯類型別

| HHTYPE | 生計簿(家計簿)マージデータ | | | |
|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | 被保護 | | 低所得 | |
| | 平均 | 標準偏差 | 平均 | 標準偏差 |
| 高齢者世帯 | 2.921 | 1.901 | 1.604 | 1.577 |
| 母子世帯 | 2.684 | 1.674 | 1.932 | 1.911 |
| 障害者世帯 | 3.279 | 2.039 | 2.182 | 2.228 |
| 傷病者世帯 | 3.415 | 1.841 | | |
| その他の世帯 | 3.525 | 2.038 | 1.508 | 1.632 |

*1 社会関係指標=0~7の値をとる数値

最後の指標は、社会関係指標である。指標の作成に用いられた項目は表6-1を参照されたい。本指標においても、被保護世帯が低所得世帯に比べ孤立状況（社会関係指標が高い）

にあることがわかる。特に、「その他世帯」「障害・傷病世帯」においてはその傾向が強い。低所得世帯の中では、障害・傷病者世帯が最も孤立している。母子世帯は、障害・傷病世帯ほどではないものの、それに近い数値であり、高齢者世帯、その他世帯に比べると指標が高い。

4. 被保護世帯と低所得世帯の消費パターン

前節の集計表より明らかになったことは、1) 被保護世帯が低所得世帯に比べてすべてのウェル・ビーイング指標（生活満足度、生活程度、社会的必需項目の欠如、社会参加、社会関係）においてウェル・ビーイングが低いこと、2) この関係は、世帯類型ごとに比較しても確認できること、3) 母子世帯は被保護世帯の中では、比較的ウェル・ビーイングが高い世帯類型であるが、低所得者世帯の中では最もウェル・ビーイング（特に、生活満足度、生活程度、社会的必需項目の欠如）が低いこと、の3つである。

しかし、これらウェル・ビーイングの違いは、所得（つまりリソース）の差によって説明づけられるかもしれない。つまり、もし、被保護世帯が低所得世帯よりもウェル・ビーイングが低いのであれば、それは、被保護世帯が受給している生活保護費（医療、介護などの現物給付も含め）が、「低所得世帯」とは言え一般世帯の所得に比べて少ないからとも考えられる。

そこで、本節では、世帯類型ごとの消費パターンの違いや、被保護であるか否か、による消費パターンの違いを、重回帰分析の手法を用いて分析する。被保護世帯と低所得世帯は、所得の分布や世帯類型の内訳に違いがあるものの、これらを説明変数に加えることによって、被保護か否か、また、世帯類型ごとの specific な消費の傾向をつかむことができる。

<表7>

結果は表7である。ここでは、食費、光熱費、医療費、教育費、住宅費、被服費、交通通信費、教養娯楽費、家具及び家庭用品、その他支出額（月額）を被説明変数とし、被保護であるか否か別、そして、世帯4類型（高齢者世帯＝高齢者のみで構成される世帯、母子世帯、傷病・障害世帯、その他世帯）別、計8つの世帯タイプを説明変数（ベースは低所得その他世帯）とする OLS 推計を、それぞれ二つのモデルを用いて行った。モデル3には、コントロール変数として、世帯人数と等価世帯所得、モデル5には、等価世帯所得、世帯主の年齢、世帯内の大人の人数、子ども数⁴が含まれている。

4 「社会生活に関する調査」のデータには、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学、その他学校に通う子ども数が含まれているが、保育園・幼稚園に通わない乳幼児の数は含まれていないため、これら児童については子供数に換算されていない。本稿では、大学生を除くそのほかの子ども数を用いている。

最初に、コントロール変数としての、等価世帯所得の係数をみると、すべての費目において正で有意となっており、所得が高いほど、費やす費用も多いことが確認される。係数の大きさでは、「その他経費」が最も大きく、次に、交通通信費、食費、教養娯楽費と続く。これらが、比較的弾力性の高い費目であることがわかる。逆に、係数が小さいのは住宅費、家具および家庭用品費、光熱費、医療費である。「家」にかかわる費用、そして、医療費は所得による影響がそれほどない（少なくとも低所得世帯、被保護世帯に限って言えば）。

次に、費目ごとに、特定の世帯タイプによって、支出額が異なるかを見て行こう。

まず、食費を見ると、等価世帯所得の係数が正で有意となっており、所得が高いほど食費に費やす金額も高い傾向を適切に表している。また、世帯人数も食費を増加させる要因であることが確認される（一人あたり約 8000 円の上昇）。着目される世帯タイプ変数においては、モデル 3 はすべての被保護世帯、モデル 5 でも高齢被保護世帯を除くすべての被保護世帯で係数が正で有意となっている。つまり、同じ所得、同じ世帯人数、年齢の「低所得その他世帯」に比べて食費が多くなっている。被保護世帯については、たとえ、同じ所得であっても、医療費や介護費が発生しないため、食費などに回す費用が、低所得世帯に比べて多いと考えられる。被保護の 4 つの世帯タイプの間では、その他世帯が最も食費が多く、障害・傷病世帯、母子世帯、高齢世帯の順となっている。また、高齢の低所得世帯も、その他世帯よりも食費が多くなっている（モデル 3）。モデル 5 では、この係数が負で有意でなくなっているが、これは、ほとんどの effect が年齢効果（正で有意）に吸収されてしまっているからと考えられる。低所得の母子世帯は、モデル 3 と 5 において係数が不一致であり、どちらも有意でない。

光熱費については、低所得の障害・傷病世帯が、低所得のその他世帯に比べて、低いことが確認されたが、そのほかの世帯タイプについては consistent で有意な結果は得られていない。

次に、医療費を見ると、モデル 3 であっても、モデル 5 であっても、被保護世帯の係数はすべて負で有意である。被保護である場合は、医療費が生活保護費から別に出されるため、家計の負担にならないことが、ここに表れている。低所得世帯では、高齢世帯は、係数が負で有意となっており、その他世帯に比べて、医療費が多いことがわかる。また、母子世帯は、係数が負で有意であるので、「その他の世帯」に比べて医療費が少ないことがわかる。

教育費については被保護の母子世帯と、低所得の母子世帯については、正で有意である。モデル 3 については、被保護母子（2927.7）と低所得母子（12236.0）の係数の大きさが大きく異なっていたが、（世帯主の）年齢をコントロールした後は、その差が大きく縮小する。これは、子供の年齢が、世帯主の年齢とほぼ相関しているため、低所得の母子世帯のほうが被保護母子世帯よりも子どもの年齢が高いことが推測される。しかし、年齢をコントロールした後においても、被保護母子と低所得母子の教育費の支出は約 1000 円の差があ

る⁵。高齢世帯（被保護と低所得）、障害・傷病世帯（被保護）は、子どもがいない世帯と考えられ、これらの係数も負で有意である。

住宅費については、被保護のその他世帯の係数が正で有意であるが、その他には主だった知見は得ることができない。住宅費の推計は R 二乗係数も他の推計に比べると低く、安定的な結果ではない。

被服費は、被保護と低所得の両方の母子世帯において、正で有意となっている。子供数をコントロールしているので、この経費は大人の被服費に相当すると考えられる。被保護母子と低所得母子を比べると、被保護の方が約 4000 円被服費の支出が多い。このことは、同じ所得であっても、被保護母子世帯のほうが、低所得母子世帯よりも、被服費に充当できるリソースが多いことを示している。

交通通信費は、すべての被保護世帯において、大きく負で有意となっている。このことは、いかに被保護世帯が社会に参加する機会が少ないかを表している一面と言えよう。係数の大きさは、どの世帯タイプであっても、さほど変わらない。低所得世帯においても、高齢、母子、障害・傷病世帯のすべてで、「その他世帯」に比べて、交通通信費が少ない。特に、低所得母子世帯においては、その影響が consistent に見られる。

同様に、教養娯楽費も、すべての被保護世帯において、大きく負で有意となっている。特に、被保護高齢世帯や被保護傷病・障害世帯は、低所得その他世帯に比べて、7000 円から 9000 円の支出減である。また、母子世帯も同様に、教養娯楽費が少なくなっており、約 3000 円の支出減である。この値は、被保護の母子世帯に比べても大きい数値である。

家具および家庭用品については、高齢世帯を除くすべての被保護世帯と低所得の高齢世帯で正で有意となっている。被保護か低所得かによって、高齢世帯の係数が大きく異なるのは興味深い、その理由は不明である。

その他の経費においても、すべての被保護世帯の係数が、大きく負で有意となっている。また、低所得の母子世帯においても、大きく負で有意となっている。しかしながら、低所得の高齢世帯においては、大きく正で有意となっており、また、年齢の係数も大きく正で有意である。これらのことから、「その他の経費」の中には介護費が大きく占めることが推測される（有意ではないものの、低所得の障害・傷病世帯も正の係数となっている）。被保護世帯においては、介護費が現物支給されるため、家計の負担とはならないものの、低所得の高齢世帯では、これが大きな支出であることがわかる。

⁵ 子どもの年齢もすべて含めた推計をすることによって、この差のもつ意味をよりの確に推測することができるが、ここでは暫定的な結論にとどめる。

6. ウェル・ビーイングと消費パターン

前節では、異なる世帯タイプによる消費パターンの違いを検証した。しかし、ある費目の支出は、必ずしも、ウェル・ビーイングの向上と結びつくわけではない。例えば、医療費の支出は前向きなものもあるかも知れないが、多くは、病気や怪我というウェル・ビーイングを下げるイベントの結果として発生するものであろう。逆に、教養娯楽費は、ウェル・ビーイングを向上させると考えられる。食費は、必然的な出費という側面もあるが、その出費によってウェル・ビーイングが上がる場合もあるので、食費が多いということは、本人にとってよいことなのか、悪いことなのか、その金額からは判断が付きにくい。

本節では、様々なウェル・ビーイング指標（生活満足度、生活程度、剥奪指標、社会参加、社会関係）を用いて、所得、そして、支出とウェル・ビーイングの関係、そして、それらがどのような世帯類型であるのかによって影響されるのかを検証する。

先にみたように、被保護世帯においては、現物給付の影響によって、消費パターンが一般の低所得世帯と異なるため、分析の対象は低所得世帯に限定する。表8は、5つのウェル・ビーイング指標を被説明変数とし、費目別の消費額、世帯類型を説明変数として ordered probit 推計を行った結果である。すべてのウェル・ビーイング指標は、値が小さいほど「よい」状況、値が大きいほど「悪い」状況を表す。推計には、コントロール変数として、(世帯主の)年齢と性別、そして等価世帯所得を加えてある。

<表8>

まず、コントロール変数の係数を確かめておこう。等価世帯所得の係数は、すべて負であり、社会関係を除く4指標で有意である。すなわち、所得が高いほど、生活満足度、生活程度、剥奪指標、社会参加指標が低くなり、ウェル・ビーイングが高まるという結果であり、直観的な推測と一致する。また、性別は、おおむね負であり、男性の方が女性よりも、ウェル・ビーイングが高い。しかし、有意であるのは剥奪指標のみである。年齢は、剥奪指標については、負で有意であり、年齢が高いほど、剥奪指標が下がる。

次に、支出額とウェル・ビーイングの関係を見て行こう。驚くことに、費目別の支出額の多くは有意な係数となっていない。しかし、有意であるものは、領ける結果となっている。娯楽費は、生活満足度や、社会参加の度合を高める。また、住宅費は生活程度を悪くする影響がある。また、光熱費は、剥奪の度合を低め、孤立の度合を低める（社会関係を促す）。医療費は、社会参加の度合を低めるものの、社会関係にはプラスに働く。もちろん、これらは、すべて相関関係であり、因果関係を示すものではない。そのため、たとえば、医療費について言えば、医療費を多く支出している人は、社会参加が少ないものの、他者との繋がりを（からだの状況がよくないがために）より大事にしているのかもしれない。

食費については、ウェル・ビーイングにプラスに働くとともに、マイナスに働くとともに考えられたが、剥奪指標のみで負で有意である (i.e. 剥奪の度合を低くしている)。これは、食費

が多い世帯は、ほかの支出についても、それほど困窮しているわけではない、と解釈することもできる。

最後に、本分析の焦点である、世帯類型の影響を見て行こう。まず、母子世帯の係数では、すべて正であるものの、有意であるのは、生活程度のみである。正であるということは、つまり、同じ所得、同じ支出額であっても、母子世帯は「その他世帯」に比べて、ウェル・ビーイングが低いということを表す。その傾向は認められるものの、本分析では、部分的でしかこれを確かめることはできなかった。高齢者世帯については、生活満足度は負で有意、剥奪指標ではモデル1のみで正で有意である。高齢者世帯は、同じ所得や支出額であっても、生活満足度がその他世帯よりも高いといえる。剥奪指標においては、所得で有意であっても、支出で有意でないので、所得でカバーされない消費（貯蓄などの取り崩しなど）を考慮すれば、特に高齢者世帯であることによる影響は認められない。障害・傷病者世帯については、社会参加のモデル1（所得）では正で有意であるが、モデル2（支出）では有意ではなく、高齢者の剥奪と同じように、所得以外の部分の影響が大きいといえる。

7. 結論

本稿による分析から得られた知見は以下にまとめられる。

まず、ウェル・ビーイング指標の世帯類型別の平均値の観察によって、1) 被保護世帯が低所得世帯に比べてすべてのウェル・ビーイング指標（生活満足度、生活程度、社会的必需項目の欠如、社会参加、社会関係）においてウェル・ビーイングが低いこと、2) この関係は、世帯類型ごとに比較しても確認できること、3) 母子世帯は被保護世帯の中では、比較的ウェル・ビーイングが高い世帯類型であるが、低所得者世帯の中では最もウェル・ビーイング（特に、生活満足度、生活程度、社会的必需項目の欠如）が低いこと、が明らかとなった。

また、支出費の分析からは：

- 等価世帯所得は、全ての費目で消費額と正の相関にある
- 被保護世帯は、どの世帯類型であっても、おおむね、食費に多く費やしている傾向がある（ベース：低所得のその他世帯）
- 反対に、被保護世帯は、すべて、医療費の支出が少ない。これは生活保護による現物給付の影響であろう
- 被保護世帯は、交通通信費の支出が少ない→これが被保護世帯の社会参加の少なさと関係？
- 被保護世帯は、教養娯楽費の支出が少ない→これが被保護世帯の生活満足度、生活程度の低さと関係？
- 被保護世帯は、「その他経費」の支出が少ない→介護の現物給付か？

- 母子世帯は、被保護であっても、低所得であっても、教育費が大きい（子供数でコントロールしても）。被保護母子と低所得母子では、子供数、年齢でコントロールすると、大きな差はないが、低所得のほうが教育費が多い
- また、母子世帯は、被保護であっても、低所得であっても、被服費が大きい。被保護母子と低所得母子を比べると、被保護のほうが被服費が多い
- 低所得の母子は、医療費、交通通信費、教養娯楽費がその他世帯に比べ、少ない→これが、低所得母子のウェル・ビーイングが低い理由か？
- 低所得高齢世帯は、その他経費（おそらく介護費）が多い

ことがわかった。

最後に、ウェル・ビーイングと支出額（所得）の関係については、以下の知見が得られた。

- いくつかの費目別支出はウェル・ビーイングと正の相関にある（教養娯楽費、食費）ものの、その関係はあまり確認されない
- 母子世帯であることは、同じ所得（支出）であっても、ウェル・ビーイングを下げる関係にあるという傾向が見られるものの、統計的に有意なのは「生活程度」のみ
- 高齢者であることは、生活満足度を高める

【参考文献】

- 阿部彩 (2007) 「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』第 43 巻 第 1 号、(2007.6.25), p.27-40.
- 阿部彩 (2004) 「補論「最低限の生活水準」に関する社会的評価」『季刊社会保障研究』第 39 巻第 4 号、2004.3.25、pp.403-414.
- 阿部彩(2002) 「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」『海外社会保障研究』 Vol.141.pp.67-80. 2002.12.25.
- European Commission Social Protection Committee (2001) *Report on Indicators in the field of poverty and social exclusion.*
- Gordon et al., *Poverty and Social Exclusion in Britain*, Rowntree Foundation. 2000.
- Gordon, D. and Pantazis, C. eds., *Breadline Britain in the 1990s*, Ashgate, 1997.
- Townsend,P. *Poverty in the United Kingdom*, 1979.

表7 支出費の規定要因

| | 食費 (food_a) | | 光熱費 (UTIL_A) | | 医療費 (health_a) | | 教育費 (edu_a) | | 住宅費 (house_a) | |
|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|---------------|------------|
| | model_3 | model_5 | model_3 | model_5 | model_3 | model_5 | model_3 | model_5 | model_3 | model_5 |
| 等価世帯所得 (万円) | 0.0557 *** | 0.0576 *** | 0.01194 *** | 0.01229 *** | 0.01212 *** | 0.0119 *** | 0.04059 *** | 0.04109 *** | 0.00367 ** | 0.0036 ** |
| 年齢 (世帯主) | 7629.8 *** | 427.7 *** | 2516.6 *** | 70.3 *** | -184.2 | -63.8 * | 2408.8 *** | 144.1 *** | -390.1 * | -12.9 |
| 世帯人数 | | 8169.0 *** | | 2692.1 *** | | 810.7 ** | | -1450.5 * | | -381.2 |
| 世帯人数 (大人) | | 8161.4 *** | | 2523.0 *** | | -1299.0 | | 6447.3 *** | | -425.5 |
| 子ども数 (≧2) | | | | | | | | | | |
| 被保護×高齢世帯(*) | 3658.6 * | -5179.0 ** | -1038.7 | -2453.4 *** | -5783.8 *** | -4032.9 *** | -713.5 | -5315.0 ** | 209.1 | 486.0 |
| 被保護×母子世帯 | 6530.3 *** | 10625.0 *** | 695.3 | 1543.4 ** | -6952.9 *** | -5374.4 *** | 2927.7 | 3880.6 * | 1117.3 * | 1039.6 |
| 被保護×障害・傷病世帯 | 5768.4 *** | 3893.7 * | 293.2 | 11.3 | -5221.3 *** | -4654.1 *** | -1426.3 | -3135.3 * | 566.3 | 629.8 |
| 被保護×その他世帯 | 10995.0 *** | 8099.8 *** | 1376.9 | 941.4 | -5380.6 *** | -4468.1 *** | -888.3 | -3458.9 | 1510.6 ** | 1608.0 ** |
| 低所得×高齢 | 7137.1 *** | -813.6 | 1094.1 | -214.8 | 6438.1 *** | 7567.1 *** | -2921.7 | -5387.6 ** | -689.0 | -449.9 |
| 低所得×母子 | -3825.4 | 58.9 | -972.5 | -163.7 | -5445.9 *** | -3684.5 ** | 12236.0 *** | 4743.5 ** | 400.4 | 335.4 |
| 低所得×障害・傷病世帯 | 6102.1 | 1991.7 | -3137.0 * | -3838.0 ** | 3947.3 | 4207.1 | -3367.6 | -3427.2 | -1143.5 | -1026.8 |
| 切片 | 14462.0 *** | -8720.3 ** | 5496.8 *** | 1525.3 | 8582.3 *** | 10134 | -8767.7 *** | -9426.6 *** | 2669.4 *** | 3323.3 *** |
| R二乗 | 0.3656 | 0.3997 | 0.3345 | 0.3431 | 0.1421 | 0.1509 | 0.2144 | 0.3 | 0.0066 | 0.005 |
| n | 941 | 941 | 941 | 941 | 941 | 941 | 941 | 941 | 941 | 941.0 |

(*)1) ベースは低所得の「その世帯」

| | 被服費 (cloth_a) | | 交通通信 | | 教養娯楽 (recrea_a) | | 家具及び家庭用品 | | その他 (expetc.a) | |
|-------------|---------------|-------------|--------------|--------------|-----------------|-------------|------------|------------|----------------|--------------|
| | model_3 | model_5 | model_3 | model_5 | model_3 | model_5 | model_3 | model_5 | model_3 | model_5 |
| 等価世帯所得 | 0.02027 *** | 0.02036 *** | 0.07084 *** | 0.07036 *** | 0.05382 *** | 0.05405 *** | 0.0114 *** | 0.0115 *** | 0.10686 *** | 0.10768 *** |
| 年齢 (世帯主) | 609.3 * | 33.7 | 643.3 | -92.8 | 294.4 | 86.3 ** | 1105.6 *** | 18.6 | 43.1 | 225.0 *** |
| 世帯人数 | | 201.6 | | 726.8 | | -340.7 | | 1416.6 *** | | 267.0 |
| 世帯人数 (大人) | | 1101.1 *** | | 384.4 | | 1178.9 * | | 846.6 *** | | 463.1 |
| 子ども数 (≧2) | | | | | | | | | | |
| 被保護×高齢世帯(*) | -1223.4 | -2093.9 ** | -12924.0 *** | -10906.0 *** | -7051.4 *** | -9117.1 *** | 1168.0 | 898.6 | -11010.0 *** | -15670.0 *** |
| 被保護×母子世帯 | 6993.0 *** | 6379.9 *** | -12054.0 *** | -12590.0 *** | -2169.1 | -2929.0 * | 2289.3 *** | 3059.6 *** | -18040.0 *** | -16107.0 *** |
| 被保護×障害・傷病世帯 | 556.9 | 292.8 | -10772.0 *** | -10298.0 *** | -6481.9 *** | -7050.3 *** | 2347.6 *** | 2343.2 *** | -9436.6 *** | -10384.0 *** |
| 被保護×その他世帯 | 695.9 | 265.7 | -13070.0 *** | -12354.0 *** | -6282.3 *** | -7207.3 *** | 2475.1 ** | 2479.2 ** | -11497.0 *** | -13065.0 *** |
| 低所得×高齢 | 318.1 | -277.2 | -5969.8 ** | -4234.6 | 4282.2 *** | 2736.7 | 3280.7 *** | 2918.5 *** | 11009.0 *** | 6848.6 *** |
| 低所得×母子 | 3063.2 ** | 2365.4 ** | -4607.3 * | -5092.8 * | -2437.2 | -3334.9 * | -406.8 | 387.1 | -15110.0 *** | -13247.0 *** |
| 低所得×障害・傷病世帯 | 1102.2 | 933.4 | -11712.0 ** | -10884.0 | -5014.6 | -5579.4 | 1615.7 | 1341.4 | 6549.8 | 4427.0 |
| 切片 | 1263.1 | 235.4 | 8012.4 *** | 12678.0 *** | 4292.1 *** | 937.1 *** | 957.2 | -554.2 | 9111.3 *** | -2962.2 |
| R二乗 | 0.2353 | 0.2376 | 0.3204 | 0.3206 | 0.327 | 0.3303 | 0.0963 | 0.0972 | 0.3588 | 0.3634 |
| n | 941 | 941 | 941 | 941 | 941 | 941 | 941 | 941 | 941 | 941.0 |

表8 Well-Being、消費、世帯タイプ

| 説明変数 | 被説明変数 = | | 生活満足度 | | 生活程度 | | 剥奪指標 | | 社会参加 | | 社会関係 | |
|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|------|--|
| | 大家満足=1~大家 不満=7 モデル1(所得) Q26 | 大家満足=1~大家 不満=7 モデル2(支出) Q26 | 上=1~下=5 モデル1(所得) Q28 | 上=1~下=5 モデル2(支出) Q28 | 0(低)~12 (高、剥奪されて いない) モデル1(所得) DEP SCALE | 0(低)~12(高、 剥奪されている) モデル2(支出) DEP SCALE | 0(低)~8(高、 参加が少ない) モデル1(所得) PAR SCORE | 0(低)~8(高、 参加が少ない) モデル2(支出) PAR SCORE | 0(低)~7(高、 関係がない) モデル1(所得) REL SCORE | 0(低)~7(高、 関係がない) モデル2(支出) REL SCORE | | |
| 所得 | -0.0267 *** | | -0.0323 *** | | -0.0248 *** | | -0.0323 *** | | -0.0182 | | | |
| 支出額 | | | | | | | | | | | | |
| 食費 | | 0.0096 | | -0.0316 | | -0.0565 * | | -0.4433 | | -0.0054 | | |
| 光熱費 | | 0.0036 | | -0.0758 | | -0.2186 *** | | -0.0409 | | -0.1887 ** | | |
| 住宅費 | | -0.0572 | | 0.1942 * | | -0.1303 | | 0.0469 | | -0.0555 | | |
| 家庭用品 | | 0.0110 | | 0.0033 | | -0.1726 ** | | 0.1544 ** | | 0.0065 | | |
| 衣服費 | | 0.0301 | | -0.1037 | | 0.0267 | | -0.0244 | | 0.0171 | | |
| 医療費 | | 0.0197 | | -0.0153 | | 0.0058 | | 0.0925 *** | | -0.0672 * | | |
| 交通・通信費 | | -0.0171 | | -0.0269 | | -0.0064 | | 0.0032 | | -0.0063 | | |
| 教育費 | | -0.0093 | | 0.0279 | | -0.0287 | | -0.0365 * | | -0.0166 | | |
| 娯楽費 | | -0.1593 *** | | -0.0643 * | | -0.0310 | | -0.1609 *** | | -0.0577 | | |
| その他経費 | | -0.0065 | | -0.0237 | | 0.0233 | | -0.0480 *** | | -0.0083 | | |
| 年齢 | -0.0009 | 0.0002 | 0.0048 | 0.0087 * | -0.0194 *** | -0.0161 *** | 0.0011 | 0.0068 | 0.0056 | 0.0072 | | |
| 性別(男性=1, 女性=0) | -0.0922 | -0.0599 | -0.1646 | -0.0439 | -0.3632 *** | -0.3090 ** | -0.1266 | -0.0517 | -0.0942 | 0.0037 | | |
| 母子世帯 | 0.1404 | 0.1825 | 0.2856 | 0.3405 * | 0.1389 | 0.2255 | 0.1808 | 0.2659 | 0.1474 | 0.1561 | | |
| 高齢者世帯 | -0.3098 * | -0.2754 * | -0.0376 | -0.0388 | 0.3778 ** | 0.2831 | -0.0262 | -0.1749 | -0.1653 | -0.1809 | | |
| 障害・備病世帯 | 0.1882 | 0.0880 | 0.1045 | 0.0501 | 0.2996 | 0.1359 | 0.7198 ** | 0.5315 | 0.1474 | 0.0168 | | |
| 切片 | | | | | | | | | | | | |
| cut 1 | -2.4543 | -2.2711 | -3.3373 | -3.1206 | | -2.1436 | 2.3573 | -2.2333 | -0.5809 | -0.7245 | | |
| cut 2 | -1.3876 | -1.1696 | -2.1192 | -1.9354 | | -1.2683 | -1.8216 | -1.6550 | 0.1476 | 0.0162 | | |
| cut 3 | -0.5317 | 0.0293 | -0.5019 | -0.2893 | | -0.6613 | -1.3477 | -1.1461 | 0.6129 | 0.4884 | | |
| cut 4 | 0.2310 | 0.4845 | 0.7037 | 0.9475 | | -0.2559 | -0.9264 | -0.6935 | 1.0371 | 0.9208 | | |
| cut 5 | 0.7810 | 1.0437 | 2.5663 | 2.8422 | | -0.0050 | -0.2510 | 0.0294 | 1.3990 | 1.2900 | | |
| cut 6 | 1.3417 | 1.6086 | | | | 0.2322 | 0.2868 | 0.5974 | 1.6539 | 1.5501 | | |
| Pseudo R2 | 0.0237 | 0.0359 | 0.0463 | 0.0609 | 0.0461 | 0.0617 | 1.6298 | 1.9773 | 0.0117 | 0.0209 | | |
| log likelihood | -678.6439 | -670.1751 | -471.735 | -464.498 | -634.75 | -624.429 | -805.492 | -782.355 | -694.972 | -688.546 | | |

高齢期における低所得リスクの規定要因

山田篤裕（慶応義塾大学経済学部）¹

要 旨

本研究では最新の個票データにより、高齢者経済的地位がどのように決まっているかについて定量分析を行った。より具体的には高齢者の等価所得、相対的貧困、公的年金給付状況に対する、本人および配偶者の配偶状況、現在の就業状況、過去の職歴、同居子ども世帯の就業状況などの影響の大きさを統計的手法により評価した。

この定量分析により明らかにされことは6点ある。①学歴（とくに大卒）であることは高齢期においても等価所得を引き上げ、相対的貧困リスクを下げること、②高齢期の正規雇用は等価所得を引き上げ、特に男性では正規雇用とともに非正規雇用も相対的貧困リスクを引き下げること、③離別経験は女性のみ有意な影響があり、等価所得を下げ、相対的貧困リスクおよび公的年金給付がないリスクを（死別経験と比べても）大幅に引き上げること、④本人の職歴が自営業中心であることは相対的貧困リスクおよび公的年金給付がないリスクを引き上げること、⑤本人の職歴が非正規雇用中心であることも公的年金給付がないリスクを引き上げること、⑥同居の子どもが非正規雇用であることは高齢期の相対的貧困リスクを引き上げること、である。

1. はじめに

高齢期の相対的貧困率は漸減しているとはいえ、高齢期になるほど相対的貧困リスクが高まる、という基本的な構造に変化はない。こうした高齢期における低所得リスクは、どのような要因で発生しているのだろうか。本稿では、内閣府で2008年に実施された個票データを用い、高齢期における低所得リスクの規定要因について探索的な分析を行った。

本稿の構成は以下の通りである。次節ではOECDにおける国際比較分析を紹介し、近年における高齢者の相対的貧困率が漸減した背景として、公的年金給付などの社会移転の充実が大きく貢献した一方で、就労所得などの市場所得が相対的貧困率を押し上げる方向でその貢献を大きく相殺していることを確認する。第三節では個票データにより、高齢者の経済的地位がどのように決まっているかについて定量分析を行う。より具体的には高齢者

¹ 連絡先：〒108-8345 東京都港区三田2-15-45、慶応義塾大学経済学部、e-mail:

atsuhiko アットマーク econ.keio.ac.jp

(55-64歳と65-74歳)の(a)等価所得、(b)相対的貧困、(c)公的年金給付状況に対する、本人および配偶者の配偶状況、現在の就業状況、過去の職歴、同居子ども世帯の就業状況などの影響を定量的に評価する。第四節で分析結果の政策的含意について検討し、本稿の結びとする。

本稿の定量的分析により明らかにされことは6点ある。①学歴(とくに大卒)であることは高齢期においても等価所得を引き上げ、相対的貧困リスクを下げること、②高齢期の正規雇用は等価所得を引き上げ、特に男性では正規雇用とともに非正規雇用も相対的貧困リスクを引き下げること、③離別経験は女性のみ有意な影響があり、等価所得を下げ、相対的貧困リスクおよび公的年金給付がないリスクを(死別経験と比べても)大幅に引き上げること、④本人の職歴が自営業中心であることは相対的貧困リスクおよび公的年金給付がないリスクを引き上げること、⑤本人の職歴が非正規雇用中心であることも公的年金給付がないリスクを引き上げること、⑥同居の子どもが非正規雇用であることは高齢期の相対的貧困リスクを引き上げること、である。

2. 国際比較からみた高齢低所得層の規定要因

1990年代半ば以降、経済協力開発機構(OECD)では各国の専門機関に依頼し家計所得データ²を統一的な方法で集計することで、所得分配状況の国際比較を行っている。その分析によれば、高齢者(65歳以上)の現役世代と比較した、平均(等価)可処分所得³の水準は、日本では84%であり、データ入手可能な加盟国の平均である77%を上回っている(図表1)。この数値は1990年代半ばのデータと比較すると1%ポイント上昇している。

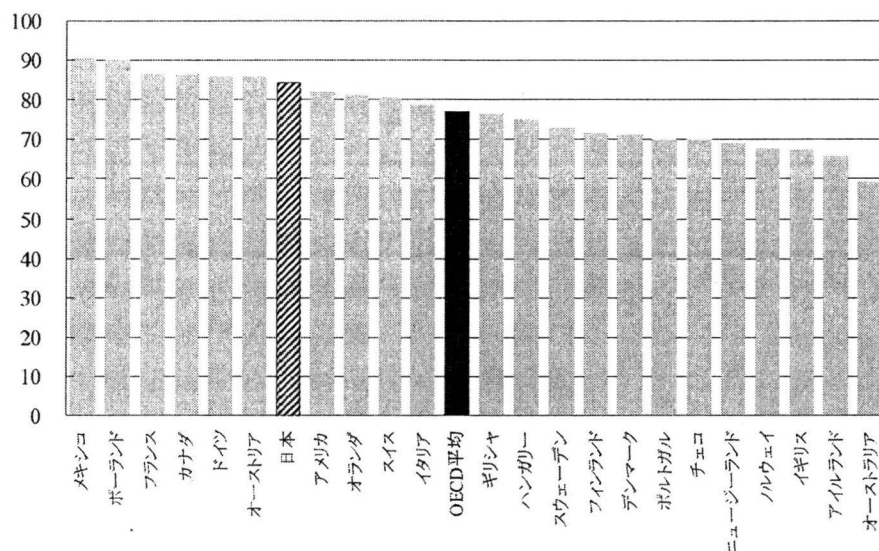
つまりOECD加盟国中、日本の現役世代と比べた高齢者の平均的な可処分所得はかなり高い水準にあり、働くことに伴う費用(通勤のための交通費)や教育費、あるいは持ち家率の高さなどを考えた場合、高齢者が平均的にみれば十分な所得水準を確保していることを意味している。

² 日本のデータは厚生労働省『国民生活基礎調査』に基づいている。

³ 「等価」所得(equivalized income)とは、加盟国間で世帯人員数が異なっていることを調整するために、世帯所得を世帯人員数の0.5乗で割ることにより算出されている。これは、規模の経済がはたらくので、たとえば4人世帯に必要な生活費は、単身世帯で必要な生活費の4倍よりは少ない、という想定に基づく操作である。可処分所得の計算では、直接税と社会保険料のみを考慮しており、消費税や医療サービスなどの現物給付は考慮されていない。

図表 1：高齢者（65歳以上）の平均（等価）可処分所得の水準

現役世代（18-64歳層）の可処分所得に対する比率（%）、2000年



注：オーストラリア、オーストリア、ギリシャについては1999年データ。ドイツ、ルクセンブルク、ニュージーランド、スイスについては2001年データ。

出所：Förster and Mira d'Ercole (2005)

ただし、こうした数値はあくまでも「平均」に過ぎないという点に十分な注意が必要である。1980年代半ばと1990年代半ばのデータに基づき分析したYamada (2002)や清家・山田 (2004)で明らかにされているように、日本は現役世代よりも高齢者の所得格差の方が大きいという比較的特徴⁴を持っており、さらに貧困率、とりわけ単身女性の貧困率が高い。2000年のデータにおいても、全人口における中位等価可処分所得の50%以下を相対的貧困と定義すれば、日本では高齢者の約2割が相対的貧困にあり、OECD平均よりも高くなっている。また、全人口の貧困リスクよりも、高齢者の貧困リスクは高い水準にあることがわかる (図表2)。

⁴ したがって、日本で所得格差が大きくなっていることを高齢化が原因であると、よく説明されるが、そうした説明は部分的な説明しかならず、なぜ高齢化が所得格差を拡大させるのかを説明する必要がある。高齢者間の所得格差が日本で大きい理由は、年金と就労所得を組み合わせる高齢者(就労している年金受給者)が多いことによる。詳しくは清家・山田(2004)第6章を参照されたい。